

農産物検査法（昭和二十六年法律第百四十四号）第十七条第七項の規定によって、次のとおり登録検査機関の登録事項の変更の届出があった。

平成二十九年四月二十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

アクト中食 株式会社				登録検査 機関の 名称	
追加				変更 内容	
坂本 法義	作田 将	倉本 進	宇恵 紳二	氏 名	
広島市安佐北区亀 崎二丁目一番七四 ―四〇六号	世羅郡世羅町重永 一八二〇番地三	庄原市川西町四〇 二番地	庄原市東城町小奴 可一二三八番地	住 所	
玄米	玄米	玄米	玄米	農産物検査を行う 農産物の 種類	
平成二九年 四月一日				変更 年月 日	